



長野県報

1月8日(木)
平成16年
(2004年)
第1522号

目次

告示

過疎地域自立促進特別措置法に基づき長野県が実施した市町村道の改築工事の完了(道路維持課) 1

公告

随意契約の相手方(税務課) 1

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(4件)(生活文化課NPO活動推進室) 2

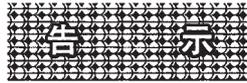
県営土地改良事業の変更計画の縦覧(土地改良課) 3

都市計画の案の縦覧(32件)(都市計画課) 3

都市計画の図書の写しの縦覧(都市計画課) 10

土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請に係る審査結果の縦覧(農村整備課) 10

一般競争入札(高校教育課) 10



長野県告示第8号

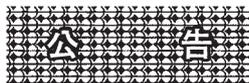
過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
長瀬秋山線	下水内郡栄村大字塚字秋山17550番の36地先から 下水内郡栄村大字塚字秋山17677番の口地先まで	道路改良	平成15年10月21日

道路維持課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
法人事業税への外形標準課税導入に伴う税務電算システム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部税務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 随意契約の相手方を決定した日

平成15年11月20日

- 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 富士通株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市岡田町215-1
- 随意契約に係る契約金額
167,025,600円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

税務課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 望月まちづくり研究会
- 3 代表者の氏名
竹内健治
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡望月町大字望月106番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主として望月町で生活し交流する人々に対して、住民、行政、企業、学識経験者など、まちづくりに関係する各々のネットワークづくりを通し、研究成果を公開及び提言することにより、住環境の改善、地域コミュニティの形成と振興、景観・自然の向上と開発、地域産業及び福祉の充実、地域の伝統文化芸能の保存・育成等、よりよい地域環境づくりに関する事業、その他まちづくり全般に資する事業を行い、もって地域社会はもとより社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ライフサポートサービス
- 3 代表者の氏名
山崎雅史
- 4 主たる事務所の所在地
上田市常磐城3丁目5番地1号
- 5 定款に記載された目的

当法人は、援助が必要な県民（高齢者・障害者・歩行困難者・故人など）の移動の支援をはかり、そのための社会的な環境を整備します。そして以上の活動を通じてすべての人々の移動が自由に行えるようにし、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進を目的とすると共に、高額な支出や決まった形式に余儀なくされているものを各時代の経済状況や各個人の価値観、意識に合わせた新たな形式を、受け入れることができる街づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 手と手
- 3 代表者の氏名
富田貞雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字若槻団地3番地17
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・幼児等支援を必要とする者及びその家族並びに地域住民に対して、適切な介護と生活支援活動、被介護者を抱える家族への支援活動、地域における多世代間の交流活動に関する事業を行い、介護を受ける者と介護する者が共に社会の中で安心した生活が保障される地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 野沢温泉の夢を結ぶ会
- 3 代表者の氏名
市川博美
- 4 主たる事務所の所在地
下高井郡野沢温泉村大字豊郷4399番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害を持った人、子ども達及びその家族等、誰でもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉を住民と共に考え、住民参加の介護サービスや子育て支援、子供の健全育成活動及び啓発を行い、「お湯も人もあったかぁ〜い」をスローガンに人に優しい人材の育成及び、人に優しい地域作りを目指し、もって地域社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

県営まごめ地区土地改良事業の変更計画を定めましてので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営まごめ地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年1月9日から2月6日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡山口村役場

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
小諸都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県佐久建設事務所及び小諸市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

佐久都市計画区域

- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所、臼田町役場及び御代田町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
小海都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県臼田建設事務所及び小海町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県上田建設事務所及び上田市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
丸子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
丸子都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県上田建設事務所及び丸子町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
東御都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県上田建設事務所及び東部町役場、北御牧村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
岡谷都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所及び岡谷市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
諏訪都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所及び諏訪市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 1月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
茅野都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所及び茅野市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年 1月 9日
至 平成16年 1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 1月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
下諏訪都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所及び下諏訪町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年 1月 9日
至 平成16年 1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 1月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
富士見都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所及び富士見町役場

- 4 縦覧期間
自 平成16年 1月 9日
至 平成16年 1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 1月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
辰野都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県伊那建設事務所及び辰野町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年 1月 9日
至 平成16年 1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 1月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
箕輪都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県伊那建設事務所及び箕輪町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年 1月 9日
至 平成16年 1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
伊那都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所、高遠町役場及び南箕輪村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
駒ヶ根都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根市役所及び宮田村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯島都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県伊那建設事務所、飯島町役場及び中川村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯田都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所及び飯田市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
松川都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所及び松川町役場

4 縦覧期間

自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

高森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

高森都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所及び高森町役場

4 縦覧期間

自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

木曾福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

木曾福島都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県木曾建設事務所及び木曾福島町役場

4 縦覧期間

自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

上松都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県木曾建設事務所及び上松町役場

4 縦覧期間

自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

大町都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県大町建設事務所及び大町市役所

4 縦覧期間

自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
白馬都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県大町建設事務所及び白馬町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
池田都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県大町建設事務所、池田町役場及び松川村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
千曲都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県千曲建設事務所及び千曲市役所

- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
信濃都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所及び信濃町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
牟礼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
牟礼都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所及び牟礼村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
坂城都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県千曲建設事務所及び坂城町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
中野都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県中野建設事務所及び中野市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
山ノ内都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県中野建設事務所及び山ノ内町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯山都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県飯山建設事務所及び飯山市役所
- 4 縦覧期間
自 平成16年1月9日
至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
野沢温泉都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県飯山建設事務所及び野沢温泉村役場

4 縦覧期間

自 平成16年1月9日

至 平成16年1月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年1月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 8・7・2号 真田公園線

8・7・5号 代官町寺町線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

小県郡真田町による西部地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年1月8日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月9日から2月6日まで

3 縦覧の場所

小県郡真田町役場

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月8日

長野県岩村田高等学校長 原田信一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

マシニングセンタ 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成16年3月19日

(4) 納入場所

長野県岩村田高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市岩村田1248-1

長野県岩村田高等学校

電話 0267 (67) 2439

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年1月19日 午後5時

イ 場所 佐久市岩村田1248-1（郵便番号 385-0022）

長野県岩村田高等学校

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年1月20日 午後2時

イ 場所 長野県岩村田高等学校 会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課